

吹田市立認定こども園給食調理業務
一般競争入札について

吹田市立認定こども園給食調理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年4月22日

吹田市長 後藤 圭二

記

一般競争入札実施要領

1 入札対象業務

吹田市立認定こども園給食調理業務

2 業務概要

吹田市立認定こども園給食調理業務仕様書のとおり

3 履行場所

(1) 幼稚園型認定こども園

- ア 吹田市立認定こども園吹田第一幼稚園（元町30-44）
- イ 吹田市立認定こども園吹田南幼稚園（南金田1-4-16）
- ウ 吹田市立認定こども園千里第二幼稚園（千里山松が丘25-1）
- エ 吹田市立認定こども園岸部第一幼稚園（岸部中2-19-1）
- オ 吹田市立認定こども園豊津第一幼稚園（江坂町1-15-42）
- カ 吹田市立認定こども園山田第一幼稚園（山田東2-33-3）
- キ 吹田市立認定こども園山田第三幼稚園（山田西1-4-1）
- ク 吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園（佐竹台5-12-1）

(2) 幼保連携型認定こども園

- ア 吹田市立千里新田こども園（春日4-10-1）
- イ 吹田市立江坂大池こども園（江坂町3-13-1）

4 履行期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日

5 最低制限価格
設定しない

6 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

7 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、落札金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

8 入札回数

2回までとする。

9 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）掲載業者であり、「給食」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

10 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月2日（木）正午まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

イ 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部保育幼稚園室（低層棟2階217番窓口）

電話（06）6384-1541

ウ 申請書

添付別紙を使用のこと

エ その他

（ア）申請書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された申請書は、返却しない。

（ウ）申請書は持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。（2）アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年5月2日（木）までに、申請者に電子メールで連絡し、通知書については同日郵便発送する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 期限までに申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

11 入札説明会

入札説明会は実施しない。したがって、仕様書、入札書、委任状、内訳書については、吹田市ホームページ（トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧 > 吹田市立認定こども園給食調理業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードすること。

12 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和6年5月3日（金）から令和6年5月8日（水）午後5時30分までとし、電子メールにより受け付ける。

なお、件名に「吹田市立認定こども園給食調理業務 質疑」と明記すること。

吹田市児童部保育幼稚園室 電子メールアドレス hoiku_k@city.suita.osaka.jp

(2) 回答期日

令和6年5月13日（月）午後5時30分までに吹田市ホームページ（トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧 > 吹田市立認定こども園給食調理業務

に係る制限付一般競争入札（公告第197号に係る質疑回答）にて回答する。なお、質疑がなかった場合は通知しないものとする。

13 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和6年5月15日（水） 午前10時30分（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所低層棟2階 児童部会議室

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書の入札注意事項9(7)に該当する行為があったと認められるとき
- (4) (1)から(3)の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

17 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

18 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

19 問合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ（低層棟2階217番窓口）

電話（06）6384-1541 FAX（06）6384-2105